

清掃業務委託契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

- 1 業務名 中部保健所・中部福祉事務所棟清掃業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36ヵ月）
- 3 履行場所 中部保健所・中部福祉事務所棟庁舎内
- 4 委託料 ￥ —
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ —
年度別内訳
令和8年度 ￥ —（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ —）
令和9年度 ￥ —（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ —）
令和10年度 ￥ —（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ —）
- 5 契約保証金 沖縄県財務規則第101条の規定により取り扱う

上記業務について、発注者及び受注者は、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄県沖縄市美原1-6-28

沖縄県中部保健所

所長 宮里 義久

受注者

(契約の目的)

第1条 発注者及び受注者は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び別紙清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、本業務（本契約書及び仕様書を内容とする業務。以下同じ。）を履行しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 受注者は、本業務の履行に際し、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務の範囲及び内容)

第3条 受注者が行う本業務の範囲及び内容は、頭書記載の履行場所及び仕様書の範囲内とする。

(履行期間)

第4条 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約であり、履行期間は頭書記載のとおりとする。

- 2 契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があったときは、発注者は本契約の一部又は全部を解除することができる。
- 3 前項の場合において、発注者はこれによって生じた受注者の損害については、その責を負わない。

(委託料の支払い)

第5条 受注者は、本業務を完了した月の委託料を当該月の翌月に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 各月の委託料は別表のとおりとする。
- 4 発注者は、自己の責に帰すべき事由により委託料の支払いを遅延したときは、本条第2項に規定する期間満了の翌日から支払日までの日数に応じ、沖縄県財務規則第109条第1項の規定により年2.5%の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 5 本契約の規定により月の途中で契約が解除された場合において、その月の委託料は、本契約が解除されるまでの日数に応じて日割りする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、本業務の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、本業務の履行に際し、知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしはならない。

2 前項の規定は、履行期間満了後においても適用する。

(個人情報の保護)

第9条 受注者は、本業務を履行するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務内容の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議を行い書面により定める。

(委託料の変更)

第11条 委託料は、前条の規定によるほか、人件費等が年度当初の想定を上回った場合は、協議の上単価の見直しを行い変更することができる。

(費用の負担及び施設使用)

第12条 受注者は、本業務の履行に際し仕様書に基づき費用を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、業務人員の待機室及び本業務の履行に際し、必要最低限の光熱水費を負担する。

(契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)本契約の履行に際し、不正又は不当な行為があったとき。

(3)本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4)次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、本契約締結後に生じた事情により本業務を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、契約を解除しようとするときは、発注者は、受注者に対し2か月前までにその旨を通知しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 受注者は本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行う。

(契約の解除に伴う違約金)

第15条 発注者は、第13条第1項の各号の定めにより契約を解除するときは、受注者に対して委託料の100分の10に相当する額の違約金を請求することができる。ただし、既に履行が完了した分に相当する金額は、違約金の計算に算入しないものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)第10条の規定による変更により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2)発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能になったとき。

2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を発注者に請求することができる。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本契約の履行に際し、故意又は重大な過失により又は本契約の規定に違反したことにより、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による賠償すべき損害額は、協議を行い書面により定めるものとし、受注者は、当該損害額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者は、本契約の履行に当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(違約金等の徴収)

第18条 受注者が、本契約に基づく違約金又は損害額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から委託料の支払の日まで、沖縄県財務規則第109条第1項の規定により年2.5%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項により追徴するときは、発注者は、受注者から遅延日数につき沖縄県財務規則第109条第1項の規定により年2.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(調査報告)

第19条 発注者は、必要があると認められるときは、受注者の業務について調査をし又は報告を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 受注者は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 受注者は、前項の帳簿等を本契約の履行期間が完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(契約外の事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(管轄裁判所)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合など、本契約に関する一切の紛争に関して、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。